【第3回富県宮城推進会議 配付資料】

# 「地域活性化統合本部東北圏地方連絡室の設置について」

平成20年3月24日 東 北 農 政 局 [中心市街地活性化]

#### 「都市再生」

全国都市再生の推進 (全国都市再生モデル調査)

- 推進
- (解決すべき都市の課題に 関する政府の行動計画)

★ 地方再生戦略(H19.11.30本部会合了承)に基づく取組 I ブロック別担当参事官制による窓口の一元化

【8ブロック】 北海道、東北圏、首都圏、 北陸圈•中部圈、近畿圈、中国圈、四国圈 九州圏•沖縄県

地域からの相談の一元的対応

地域活性化応援隊派遣

Ⅱ 地方再生に対する政府の一体的支援

省庁横断・施策横断による支援

「地方の元気再生事業」創設(平20~)

予めメニューを定めず、地域の自由な取 組をそのまま受け止め、国が直接支援

〇各ブロックに一元的な相談窓口 (「地方連絡室」設置)

- Oブロック別担当参事官が、
- ・地域に出向き地方の声を直接聴取
- ・地域の代弁者として省庁連携を リード
- 〇省庁連携の下、 縦割りでは拾えない地方の課題 にも柔軟に対応
- 〇地方の元気再生事業で、立ち上が り段階のソフトの取組も支援
- 〇都市再生、特区、地域再生、 中活 に関し一体的な取組

都市と暮らしの発展プラン(H20.1.29本部会合了承)に基づく取組

「環境モデル都市」を10カ所選定・支援(平20~)

生活者の視点に立った都市生活の改善・向上

- ・コミュニティの働きを活かした生活の質の向上
- ストック型社会に向けた取組

安全,安心、地球環境問題、 国際競争力 · 国際交流等

中活計 画の 体的な申請・認定を可能

特区、

地域再生、

地域活性化統合事務局(H 地域活性化統合本部 19 10 発足

市町村・民間からの相談・申請に個別に対応

案を個々に支援

都市再生プロジェクトの

民間都市開発投資の

政府 体となっ た総 合支援 の実施

#### 地方の元気再生事業

持続可能な地方再生の取組を抜本的に進めるため、地域住民や団体の発意を受け、地域主体の様々な取組を立ち上がり段階から包括的・総合的に支援する制度(「地方の元気再生事業」)を創設する。

#### 【事業概要】

- 〇国が予め支援メニューを示すことをやめ、地域固有の実情に即した先導的な地域活動等幅広い取組(地域産業振興、農村産業振興、生活交通の確保など)に関する提案を公募。
- 〇民間有識者・公共団体代表等からなる第三者の目を入れて、支援対象プロジェクトを選定。
- 〇選定されたプロジェクトの立ち上がり段階における取組(地域の合意形成や プロジェクト検討のための民間を中心とする活動)に対し、国からの委託によ る調査を1~2年間実施。地域づくりの専門家派遣や社会実験などを中心 に、その他シンポジウム、説明会等ソフト分野を柱とした様々な取組を包括的 に支援。
- 〇立ち上がり支援開始時にプロジェクトを公平中立に選定するとともに、立ち上がり支援終了時に施策の実施効果を検証するため、プロジェクトの選定・評価を第三者の目を入れ実施。

#### 【予算規模】

平成20年度:25億円(皆増)

#### 【実施期間】

平成20年度から3ヶ年度を予定



※継続して本格的に支援すべきであるとされたプロジェクトには、交付金等により全省庁を挙げて重点的かつ継続的に支援。

## 東北圏地方連絡室について

東北圏の地域活性化を推進するため、地域発のアイデアや取組を政府が一体となって支援する、「東北圏地方連絡室」を設置しました。

「地方の元気再生事業」の応募や、その他地域活性化に関するご相談など、気軽にご連絡下さい。

(対象となる都道府県) 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、

### (連絡方法)

福島県、新潟県

E-mail: g.tohoku@cas.go.jp

電話: (022)261-6734

※電話番号については、平成20年2月29日現在

- ※相談いただく場合は、内容を漏れなく把握するため、メールでのご相談を お勧めします。
- ※来室されての相談を希望される場合は、相談の重複を避けるため、事前 にメールまたは電話で来室される時間をご連絡していただくようお願いし ます。

